

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月15日（令和5年（行情）諮問第514号及び同第515号）

答申日：令和5年11月22日（令和5年度（行情）答申第469号及び同第470号）

事件名：「学校研究 作戦要務準則の見直し 学校長報告資料」の一部開示決定に関する件
「学校研究 作戦要務準則の見直し 年度報告」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年3月17日付け防官文第3444号及び同第3445号並びに同年6月12日付け同第9192号及び同第9193号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1及び2について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分3及び4について）

アないしエ 上記（1）アないしエのとおり。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 審査請求書3（原処分3及び4について2）

他にも文書が存在するはずである。

いずれの決定においても特定された学校長報告が1件だというのは首肯し難い。他にも文書が存在すると思料することが合理的と思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年3月17日付け防官文第3444号及び同第3445号により、文書1及び2の各1ページについて、法9条1項の

規定に基づく開示決定処分（原処分1及び2）を行った後、同年6月12日付け同第9192号及び同第9193号により、文書1及び2の各1ページを除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分3及び4）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月、約5年11か月及び約5年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 審査請求人は、「他にも文書が存在するはずである」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。なお、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月15日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第514号及び同第515号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月28日 審議（同上）
- ④ 同年10月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年11月17日 令和5年（行情）諮問第514号及び同第515号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、各開示請求文言に「出典：「平成25年度調査研究大綱について（通達）」」及び「出典：「平成26年度調査研究大綱について（通達）」」と記載されているとともに、各通達の一部が添付されていることから、各通達に記載のある「学校長報告」に該当する文書を求めているものと解し、これらに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 文書1については平成26年3月に、文書2については平成27年4月に、それぞれ海上自衛隊幹部学校作戦研究室において、学校研究に係る作戦要務準則の見直しについて海上自衛隊幹部学校長に報告す

ることを目的として作成された文書である。

ウ 上記各通達に記載の「学校長報告」に該当する文書は、本件対象文書のみであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の作成・取得はしておらず、保有していない。

エ また、本件各審査請求を受け、念のため関係部署の机、書庫、倉庫及び共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)ウの保有状況及び上記(1)エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、海上自衛隊の指揮の手法及び研究に関する情報が記載されていると認められる。

不開示部分のうち、別表2に掲げる部分以外の部分については、これを公にすることにより、海上自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、これを公にしたとしても、我が国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 学校長報告に該当するもの全て（出典：「平成25年度調査研究大綱について（通達）」）。
- (2) 学校長報告に該当するもの全て（出典：「平成26年度調査研究大綱について（通達）」）。*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

文書1	学校研究	作戦要務準則の見直し	学校長報告資料
文書2	学校研究	作戦要務準則の見直し	年度報告

別表 1 (不開示とした部分及び不開示とした理由)

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	2 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の指揮の手法に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の指揮統制要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	3 枚目，4 枚目及び 8 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の研究に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると同時に，我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	5 枚目及び 1 7 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部	海上自衛隊の研究に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	3 枚目ないし 9 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部並びに 1 2 枚目ないし 2 2 枚目の全て	海上自衛隊の研究に関する情報であり，これを公にすることにより，海上自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

別表 2 (開示すべき部分)

本件対象文書	開示すべき部分
文書 1	3 枚目の全て
文書 1	8 枚目の全て